

○ 総務省
経済産業省 告示第六号

産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の一部の施行に伴い、及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二百二十六条第一項の規定に基づき、創業支援等事業の実施に関する指針の一部を次のように改正し、同条第五項の規定に基づき公表する。

平成三十年九月二十五日

総務大臣 野田 聖子

経済産業大臣 世耕 弘成

創業支援等事業の実施に関する指針の一部を改正する告示

創業支援等事業の実施に関する指針（平成二十六年総務省告示第一号）の一部を次のように改正する。
経済産業省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 目的</p> <p>この指針は、法第百二十六条第一項の創業支援等事業の実施に関する指針を定めることにより、創業支援等事業の適切な実施を図り、もって地域の資源を活用した創業の促進及び創業に関する普及啓発を通じた創業機運の醸成に寄与することを目的とする。</p> <p>二 創業支援等事業による創業の促進に関する目</p>	<p>一 目的</p> <p>この指針は、法第百十二条第一項の創業支援等事業の実施に関する指針を定めることにより、創業支援等事業の適切な実施を図り、もって地域の資源を活用した創業の促進及び創業に関する普及啓発を通じた創業機運の醸成に寄与することを目的とする。</p> <p>二 創業支援等事業による創業の促進に関する目</p>

標の設定に関する事項

創業支援等事業計画においては、創業支援等事業の対象者及び創業支援等事業（法第二条第二十五項第一号に係るものに限る。）により支援を受けて創業を行う者の数の目標を定めるものとする。

標の設定に関する事項

創業支援等事業計画においては、創業支援等事業の対象者及び創業支援等事業（法第二条第二十一項第一号に係るものに限る。）により支援を受けて創業を行う者の数の目標を定めるものとする。

附 則

この告示は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に定める日（平成三十年九月二十五日）から施行する。